



保医発0419第4号

平成28年4月19日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
（公印省略）

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第211号）が平成28年4月19日に告示され、同月20日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月18日保医発第0318第2号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

## 記

### 1. 改正内容について

留意事項通知の診断群分類定義樹形図及び診断群分類定義表中、「04026x 肺高血圧性疾患」をそれぞれ別紙1及び別紙2のとおり改める。

### 2. 改正の概要について

「04026x 肺高血圧性疾患」のうち手術・処置等2の4に「イロプロスト」を追加する。

04026x	肺高血圧性疾患	
	040261	肺動脈性肺高血圧症
	040262	その他の二次性肺高血圧

手術・処置等 2  
 1: 人工呼吸  
 2: タダラフィル、シルデナフィルクエン酸塩  
 3: ポセタン水和物など  
 4: プロスタグランジン12製剤（注射薬に限る。）など



